



交通整理遊に就て

大、阪市道仁幼稚園

一、交通整理の必要と幼児

近代都市に於ける人口集中の趨勢は世界共通の現象であつて平面的に過群の人口は立體的に高層建築を促進せしむるに到つた。凡そ人口の集中は其都市の繁榮を來し、高層建築の續出は又大いに都市の外觀を整へる功はあるが各ビルディングやデパートメントストアの如く人口を或一部に吸集し一定時に一定場所を限つて特段なる集中状態を捲き起す弊は免れ得ない處である。又一面、電車、自動車、自動自轉車、自轉車等の高速度の交通機關の發達に伴つて往還の利便を増したことは謂ふ

逆もないが之に隨ひ幾多の危險を惹起するに到つたことも亦明確な事實である。即ち人口の集中と高速度交通機關の發達とは繁榮に連れて危險率の高い一種の混雜を現出せしむるに到つた。

抑も道路に於ける雜踏混亂を整理して其危險を豫防し災害を除去するには當局者の力に依る所尠からぬと共に又國民各自の自覺と節制の徳に俟つこと蓋し大なるものがある。

曩に政府は時代の進運に鑑み大正八年四月道路法を發布し次で翌九年十二月には内務省令を以て道路取締令を發布して其據る所を知らしめた。彼

の左側通行の原則の如き此道路取締令第一條に於て「道路ヲ通行スルモノハ左側ニ依ルベシ」と明確に規定してある如き其一例である。

其後各府縣は孰れも此等の法令に準據して地方的に適切なる交通取締規則を發布した。併し素張らしい勢を以て増加する人口！歩行者の激増！電車の増發！圓タクの洪水！自動自轉車の横行！自轉車の輻湊！而も路幅が之に伴つて擴張されぬ我國大都市の現狀に於ては交通上の事故の頻發は悲むべき現實の惱である。白晝大道の最中に於て老幼男女を問はず曰く衝突↓曰く轢殺！曰く負傷！曰く何々と市民の耳朵を撲つ様は全く命がけで歩行せねばならぬ次第である。其間に立ち就中老年人や幼兒の危険率の大なるべきは當然過ぎる程當然といつてよからう。

然らば此路上に於ける頻發の災害は果して不可抗力であらうか、道路擴張の曉でなければ所詮免

るゝを得ない所であらうか、去つて首都に於ける警視廳の調査に徴するも又近く我大阪府の調査に依るも其原因の大部分は寧ろ自己の不注意に基く過失であるといふに到つては相共に大に顧る所がなければならぬ。乃ち一般社會に注意、自重の警告を發すると共に第二の大都市住民たる幼兒に對しても平素から交通上に於ける諸般の心得を説き聽かせて他日の爲に備ふるといふことは殊に必要のことであらうと信ずる。

然らば如何なる程度に教へ込むのを以て適當とすべきであらうか、彼の道路法や道路取締令を始め各府縣の交通取締規則の如き孰れも重要な參考にはなるが其儘鵜呑に教へ込むわけには行かぬ。其骨子の中から幼兒に且つ環境に適切な條項を選定して之を右から左から事に觸れ物に應じて話し聽かしめる外ないと思ふ。

警視廳の藤岡交通課長の擧げた次の十戒の如き

一般兒童に對してのものではあるが幼兒にとつても危険豫防の見地よりして亦可なり其當を得たものである。

第一戒 道路ハ必ず左端ヲ歩キ濫リニ車道ニ出

テハナラナイ。

第二戒 道路ヲ横斷スルトキハ直角ニ通ルベキ

デアツテ斜ニ横斷シテハナラナイ。殊

ニ道路ノ交叉點ニ於テハ猶更デアル。

第三戒 電車ヤ自動車ハタトヘンレガ停車中デ

アツテモ其直グ前又ハ直グ後ヲ通り抜

ケテハナラナイ。

第四戒 車馬ノスグ側ニ併ンデ通ツテハナラナ

イ。

第五戒 車ニ飛乘リ又ハ飛降りシテハナラナイ

第六戒 無暗ニ道路デ驅ケ出シテハナラナイ。

第七戒 道路ヲ大勢デ横ニ並ンデ歩イテハナラ

ナイ。

第八戒 珍ラシイ物ガアツテモ無暗ニ道路デ立

チ止ツテハナラナイ。

第九戒 交通頻繁ナ道路デ遊ンデハナラナイ。

第十戒 車馬ノ通ル道路デ三輪車ヤ、スケータ

ー等ニ乗ツテハナラナイ。

右の外清潔風紀其他の點から或は道路に於ては紙屑類を捨てぬこと、大小便をせぬことや、道路に於て行逢ふとき互に左に避けること、消防車、郵便車、葬列に對しては如何なる場合も直に避けることなど亦力説さるべき交通道德の一端である。

二、交通整理遊案の動機と其實施成績

既に前述の如く交通道德の基礎を幼稚園時代から植え付ける必要があり其方法手段として集會や躰方や其他の機會を捉へて說話に依るべきことは既述の通であるが更に其効果を増進せんが爲に交通整理遊なるものを案出した。

抑も本園の位置は島の内の中心に在り南には日本橋一丁目、北には長堀橋の大交叉點があつて日夕交通巡查の一舉手、一投足に依て電車も、自動車も、人も、馬も盡く停止し又行動を起す所謂交通整理の實際は幼兒にとつて誠に駭心驚目の一現象であらねばならぬ。全市の主なる交叉路に於ける事故防止の目的は蓋し之に依て達せられることの多かるべきは固より其所である。乃ち此環境の興味ある一事象を捉へて之を保育の上に利用し交通道德の一般を扶植せんとしたのが本遊戯案出の直接の動機である。而して本遊戯は又環境利用遊戯の一種としてデパートメントストア 官公衙、學校等の高層建築遊、又は附近目睹の橋梁架設遊河川に浮ぶ荷足船、汽艇等の製作遊或は百貨店遊電車遊等と相俟つて同一水平線上其一位置を占有すべき者であると思ふ。而も其集團的活動的たる點に於ては却て優越するものがある。

本遊戯は最初表情遊戯に仕組まうとしたが歌曲の作製が後廻しとなつた爲に律動を主とした遊戯に變へた。そして其實施の結果を見るに次に擧げた様な諸點に關し幼兒の心に一種力強い印象を與へた様である。

- (イ) 道路に於ては必ず左側を通行すること。
- (ロ) 交叉路線に於て交通巡查の指揮を俟たず勝手な行動を執つたものは衝突其他の災害を發生させること、
- (ハ) 混雜する場所では猥りに前者を押のけて進んではならぬ却て混亂を増し危険を多くすること。
- (ニ) 各自が注意深く行動することは聽て交通を圓滑にし自他の安寧幸福を將來する所になること。

三、交通遊びの仕方

一、準備

1. 十字形に電車軌道を作ること。

戸外なれば白ペンキ、白亜などにて筋を
引き疊の上にては便宜上疊縁を用ふるも
一法である。

2. 交叉點の中央に進否標示のセンタポールを
置く。

3. 幼兒中から左の如き分掌を定める。

イ、交通巡查 三名

ロ、電車監督 壹名

ハ、電車 拾數臺

三名一組壹臺とし前頭に立ち胸に電車の
繪を吊した者を運轉手、後方に在るもの
を車掌とし、中央に在るものを客とす。

ニ、自動車及び自轉車 約貳拾五名

電車同様繪を胸間に掛けさせて表示する

ホ、歩行者 其他の全部

4. 幼兒の中から選んだ三名の巡查中一名は整

理の合圖をなさしめ他の一名はセンタポー

ルのゴー、ストップの標示器を回轉せしめ
交互交代従事のこととする。

5. 電車、自動車、自轉車、歩行者等を四等分
して十字路の四邊に配置する。

二、遊 戲

(甲)

1. 遊戯開始に先ち豫め幼兒間に次の様な規約
を設定する。

イ、十字形に軌道を設けて各其左側に車道、
歩道を設ける。

ロ、電車のみ幾臺も連續的に進行せぬこと。

ハ、電車は必ず軌道を離れてはならぬ。

ニ、自動車は軌道及車道を通ること。

ホ、歩行者は必ず歩道を歩むこと。

ヘ、ハンドシグナルに違反し又は遂巡衝突し

たものは「シカレタ」と稱して一時列外に退かせる。

2. 幼児は右規約を心得交通巡查のハンドシグナルに依て進行を開始する。

ナルに依て進行を開始する。

3. 行進は普通行進、スキップ、駈足等交互に

アノに連れて東西南北に往來する。

4. 右行進約二十分保姆の號笛の合圖に依て停止し各所定の場所に就く。

(乙) 律動遊戯

(丙) 唱歌遊戯、交通遊、へ調2—4拍子

(當園作歌) 歌 詞 全 部

アレアレ アブナイ

電車ガ チン〜〜

自動車ガ ブウ〜〜

自轉車ガ リン〜〜

前カラ 來タ〜

アトカラ キタ〜

アブナイ〜 氣ヲツケロ。

アレアレ アブナイ

子供ガ クル〜

オヂイサンガ クルクル

オバアサンモ クル〜

右カラ 來タ〜

左カラ キタ

アブナイ〜 氣ヲツケロ

ストップ ストップ

動イチャ イケナイ

ゴウ ゴウ 左ヲ通レ

流レルヤウニ 車モ人モ

オマハリサンノ 手ヲフルマ、ニ

動イテハ トマリ

トマツテハ ウゴク

交通整理ハ ウレシイナ 以上

(律動及び唱歌遊戯の振は次號に致します)